通所型サービス(短期集中)モデル事業 説明会

寝屋川市 福祉部 高齢介護室 平成30年1月

目次

- 1. はじめに
- 2. モデル事業の実施
- 3. 医療経済研究機構等による実証事業(研究)
- 4. 寝屋川市総合事業の構築ステップ (時系列)
- 5. モデル事業で採用する介護予防ケアマネジメント
- 6. モデル事業での主要な変更・導入点(全体像)
- 7. 対象者及び判定基準
- 8. プラン作成前の自宅訪問によるアセスメント実施
- 9. 実証事業(研究)でC型事業所が実施する調査・測定
- 10. (新) 自立支援型地域ケア会議
- 11.通所型サービス(短期集中)の実施内容
- 12.対象者の分類(開始時期、重点測定対象の有無)
- 13.運用フロー(全体像)
- 14.運用フロー(包括)
- 15. 運用フロー(ケアマネ)
- 16.運用フロー(リハ)
- 17. 運用フロー (C型事業者)
- 18. 運用フロー(サービス事業者)
- 19. 実証事業(研究)対象者募集
- 20.通所型サービス(短期集中)事業者の新規指定の中止
- 21.通所型サービス(短期集中)事業者一覧

具体的な次の動き(関係者ごとに)

1. はじめに

- 寝屋川市では平成28(2016)年から、**自立支援型の介護予防ケアマネジメント**に 積極的に取り組み、総合事業開始に向けた準備を進めてきました。
- 平成29(2017)年は通所型サービス(短期集中)の指定事業者(以下「<u>C型事業</u> <u>所</u>」と言います)を対象に、サービス開始に向けた研修を実施しています。
- 次は、これらの取組をモデル事業としてとりまとめ、更に良い仕組みとすることで介護予防の成果を出し、客観的なエビデンスとして示していく段階にきています。
- 寝屋川市の要介護(要支援)認定者数は2025年には現在より3割増加し、15,000 人を超えると見込んでおり、一方で事業者の担い手確保も重要な課題です。
- 寝屋川市において今後の介護保険制度を適切に運営していくための取組みとして、 今回モデル事業を行うことを決定しました。
- 今回のモデル事業では、今までの寝屋川市の活動を評価してくれている、厚生労働省外郭の研究機関である医療経済研究機構、NTTデータ経営研究所、TRAPEが日本理学療法士協会や千葉大学などと協力し、実証事業という形でバックアップしていただけます。

2. モデル事業の実施

■ モデル事業の期間

- 本日の説明会を経て導入~平成30(2018)年度末まで 「介護予防・日常生活支援総合事業のモデル事業」を実施します。
- モデル事業の効果を検証(外部機関の協力を得ます)した上で、平成31(2019)年 4月から本実施へと移行する予定です。

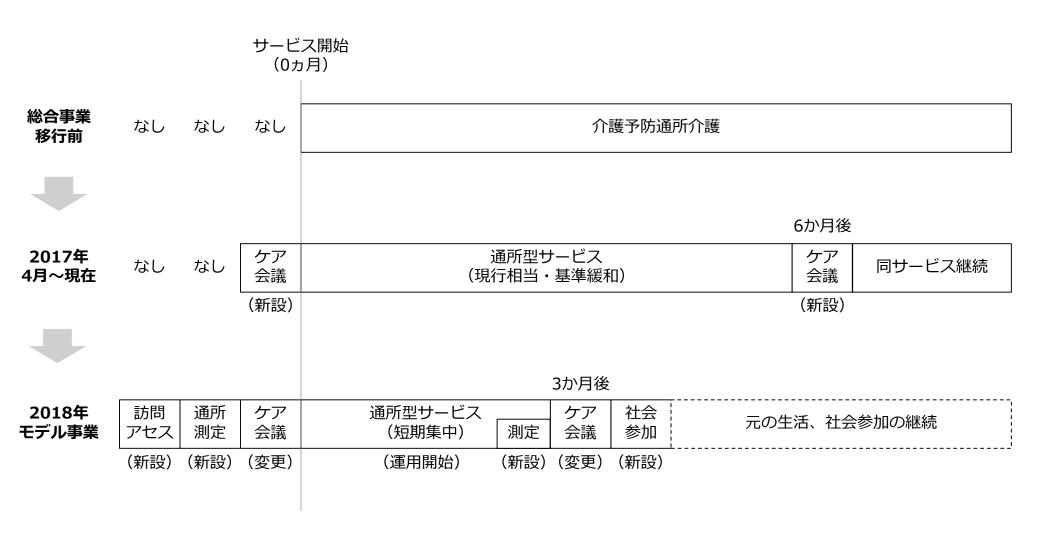
■ モデル事業の主な対象範囲(変更部分)

- 介護予防ケアマネジメントの自立支援型地域ケア会議
- 介護予防・生活支援サービス事業の**通所型サービス(短期集中)**
- 一般介護予防事業の地域リハビリテーション活動支援事業
- 上記を含めたモデル事業全体を円滑かつ効果的に運用し、かつ、 科学的エビデンスをもって効果検証するためのフロー変更

3. 医療経済研究機構等による実証事業(研究)

目的	通所型サービス(短期集中)の効果を検証し、その結果を反映した介護予防・日常生活支援総合事業を実施する防・自立支援の推進、介護給付費の抑制につなげる。	ことで高齢者の介護予
期間	①2~4月:サービス提供準備(訪問評価、測定、ケア会議) ②4~7月:サービス提供(調査対象介入群300人) ③10月ごろ:サービス終了3か月後測定(調査対象介入群300人) ④12月:報告書完成 ※調査外 10~1月(順次):サービス提供(対象群300人)	
調査対象者数	要支援者600人(介入群300人、対照群300人)	
	 《研究代表者》 ①一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構 服部真治(研究総務部次長) 《合同研究者》 ②株式会社NTTデータ経営研究所 吉田俊之(シニアマネージャー) ③株式会社TRAPE 鎌田大啓(代表取締役)、山崎和雄(取締役) 《協力》 千葉大学(予防医学センター社会予防医学研究部門 近藤教授)、成城大学(大学院経済学研究科 河口教授)、大阪 	大学
実施主体等	分析結果提供	

4. 寝屋川市総合事業の構築ステップ (時系列)



5. モデル事業で採用する介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメント

生活行為の向上

社会参加への卒業

本人の「したい」意思とセルフマネジメント を前提とした自立支援型の目標設定

通所型サービス(短期集中)

訪問によるアセスメント

短期集中(週1回以上、3-6か月)

運動器向上 / ADL・IADL動作練習 / 健康教育 / セルフヘルプグループ育成等の各プログラム

地域ケア会議の活用など

連動

社会参加のための場所

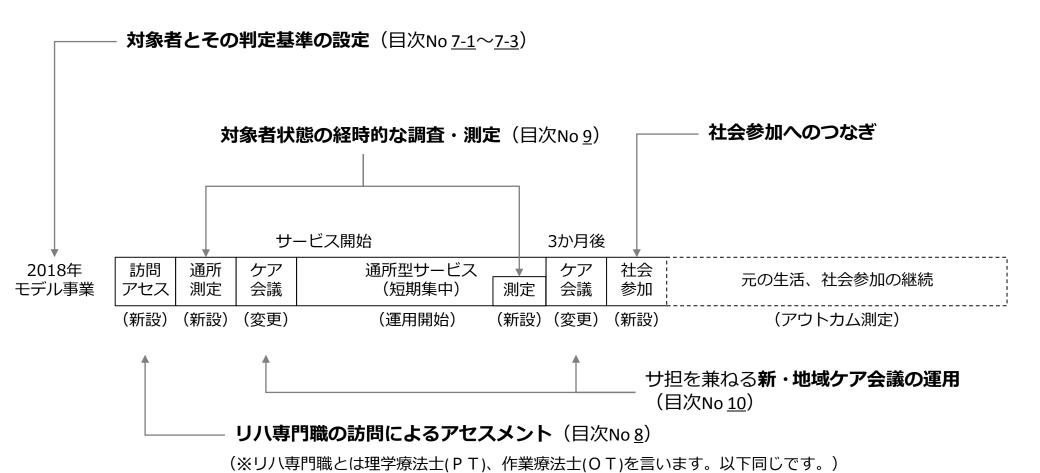
地域のスポーツ教室や趣味の講座など

余暇活動への再参加など

地域の通いの場

仕事、生産活動への復帰など

6. モデル事業での主な変更・導入点(全体像)



7

7-1. 対象者及び判定基準

- 対象者 → 要支援者
- 判定基準

現在の基準

- ・要支援であり、
- ・通所型サービス(短期集中) を希望するもの

モデル事業の対象者

原則として要支援者全員を通所型サービス (短期集中)の対象とする。

例外(3要件)

・末期ガン:主治医意見書又は医師に確認した記録

・認知症 : 主治医意見書における認知症

高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上

・難病 : 特定医療費(指定難病)受給者証

※その他の精神疾患、急性疾患のため、利用が困難と思われるケースについては、事前訪問によるリハ専門職のアセスメント結果の記載を必要条件とし、その後の地域ケア会議にて検討、最終的に市が利用適否を決定する。

7-2. 対象者及び判定基準

原則 (要支援者全員)

判定基準の例外(3要件)に該当する場合

- ・判定基準の例外(3要件)に該当せず、
- ・利用者の拒否等により通所型サービス(短期集中)を利用しない場合
- ※ケアプランの「本来行うべき支援が できない場合」欄に理由を明記。 利用者の拒否の場合、別途理由書提出。

従来の自立支援型地域ケア会議は訪問型又は通所型サービス(現行相当)の新規利用時のみ実施します。

その他サービスは新たな自立支援型 地域ケア会議の実施(短期集中利用) 又は会議を不要とします。



通所型サービス(短期集中)



通所型サービス(現行相当)

※機能向上サービスに係る加算の算定が可能です。



通所型サービス(基準緩和)

●従来の自立支援型地域ケア会議を経た上で サービスを利用することができます。



通所型サービス(現行相当)

※現行相当の機能向上サービスに係る加算の 算定はできません。

訪問型サービス(現行相当)

※訪問型又は通所型サービス(現行相当)を利用する場合であっても通所型サービス(短期集中)を利用する場合は新たな自立支援型地域ケア会議を実施するため従来の自立支援型地域ケア会議は不要です。

7-3. 対象者及び判定基準 (例外)

	,
ア	判定基準の例外(3要件)に該当する人は、通所型サービス(短期集中)を利用せず に通所型サービス(現行相当)を利用することができます。
1	通所型サービス(短期集中)を利用している人の他の通所型サービスの併用については、入浴等必要性を考慮し可能です。 なお、これまでの取扱いのとおり、通所型サービス(現行相当)と通所型サービス (基準緩和)との併用はできません。
ウ	通所型サービス(短期集中)利用終了後に通所型サービス(現行相当)又は(基準緩和)を利用する必要性の有無については、通所型サービス(短期集中)利用終了時の自立支援型地域ケア会議において検討するものとします。 ※会議で検討の結果、通所型サービス(現行相当)又は(基準緩和)を利用する必要性がある場合、会議後に必要なサービスが提供可能な事業所名等を記載したプランを地域包括支援センターに提出するものとします(再度会議不要)。
エ	通所型サービス(短期集中)は 要介護認定を受けている人 は利用できません(介護給付に振り替えることができません)ので、暫定プランに基づくサービスに当たっては利用者の負担を考慮した上で検討してください(参考「寝屋川市介護予防・日常生活支援総合事業に係る暫定ケアプランに基づくサービスの利用について」) http://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/fukushi/koreikaigoka/sougoujigyou/148291 1521645.html

8. プラン作成前の自宅訪問によるアセスメント実施

実施者	ケアマネジャー	リハビリ専門職 (通所サービス(短期集中)提供事業所の リハビリ専門職、市リハビリ連絡会など)
訪問場所	対象者の自宅	同左
訪問日時	市が定める対象者ごとの訪問実施期間、リ 八専門職に応じ、対象者およびリハ専門職と 時間調整の上、訪問日時を確定します。	同左
実施内容	 リハ専門職とともに、対象者にとっての「元の生活」とは何かを確認し、そこに戻る可能性と方策を探します。 訪問後に、リハ専門職のアセスメント結果(右記)を受領、C型事業所による調査測定アセスメント結果も受領します。 それらをもとに、対象者が元の生活を取り戻すことができるケアプランを作成します。 訪問後も必要に応じてリハ専門職との連携を行います。 	 訪問中に、対象者の元の生活、具体的目標、現在のこころ・からだ、生活課題、環境因子を含めたアセスメントを行い、その結果をケアマネジャーに提供し、ケアプラン作成のサポートを行います。 C型事業所に対してもアセスメント結果を提供し、最適なプランニングへの助言、サポートを行います。 ケアマネジャーとは常に連絡を取り合い、C型事業所のプランニング結果も情報共有することで、ケアプラン作成のサポートを行います。
作成書類	ケアプラン	通所サービス(短期集中)計画書の アセスメントページ

9. 実証事業(研究)で C 型事業所が実施する調査・測定

- 使用する調査票名
 - ① 「通所型サービス(短期集中)の効果評価に関する調査」アンケート
 - ② 「通所型サービス(短期集中)の効果評価に関する運動評価表」

■ 上記調査票にて調査する主な内容

分類	主な内容						
基本属性	・性別、年齢、身長、体重、体重の増減、主観的な幸福感、教育年数、所得等						
健康関連QOL	・主観的健康感、健康状態のQOL(EQ-5D-5L)						
活動能力(生活機能)	・老研式活動能力指標(手段的自立、知的能動性、社会的役割)						
介護予防事業効果	・基本チェックリスト						
精神機能	・老年期うつ病評価(GDS)						
包括的尺度	・E-SAS(生活のひろがり、ころばない自信、入浴動作)						
費用対効果	・質を調整した生存年(QALY)						
費用対効果	・増分費用効果比(ICER)						
パフォーマンス	・身体機能の改善率(握力、TUGテスト、5m歩行、Berg Balance Scale)						
身体活動量・身体活動量率(1日平均歩行時間)							
社会参加	・社会参加・社会的役割獲得率(参加・活動状況、就労状況)						
要支援・要介護リスク評価	・要支援・要介護リスク評価尺度						

10. (新) 自立支援型地域ケア会議

地域ケア会議の目的	対象者に元の生活に戻ってもらう、という目的達成のために以下を行います。 (1) 自立支援の趣旨に基づく方針(=長期目標=対象者の元の生活)の確定 (2) 長期目標達成のために最適かつ具体的な短期目標の確定 (3) 短期目標達成のための効果的なサービスの設定(=サービス担当者会議の機能) (4) 多職種それぞれの役割の明確化
出席者	 ・地域包括支援センター職員(会議のファシリテーター)※圏域別での開催は廃止。 ・ケアマネジャー ・通所サービス(短期集中)事業者 ・その他サービス事業者 ・高齢介護室職員(事務局)
開催場所	寝屋川市立保健福祉センター内
開催頻度	(基本)従来通り、第1・3週 火・水・木開催予定 ただし、ケース数が大幅に増加する期間は別途調整(見込み数50件/週)
会議運営方法	ケアプラン、通所型サービス(短期集中)計画書の最終確認 (1件=約5分のペースで実施)
その他	事前訪問により、ケアマネジャーとリハ専門職がアセスメントした結果、精神疾患 又は急性疾患のため短期集中サービスの利用が困難だと思われるケースについては、 当該アセスメントの結果をもとに、地域ケア会議で検討し、利用適否を決定します (意見が別れる場合には最終判断は市が行います)。

[※] 判定基準の例外の3要件に該当された方は、通所サービス(現行相当)が利用可能です。この場合、上記の 新たな地域ケア会議の対象とする必要はありません。

11. 通所型サービス (短期集中) の実施内容

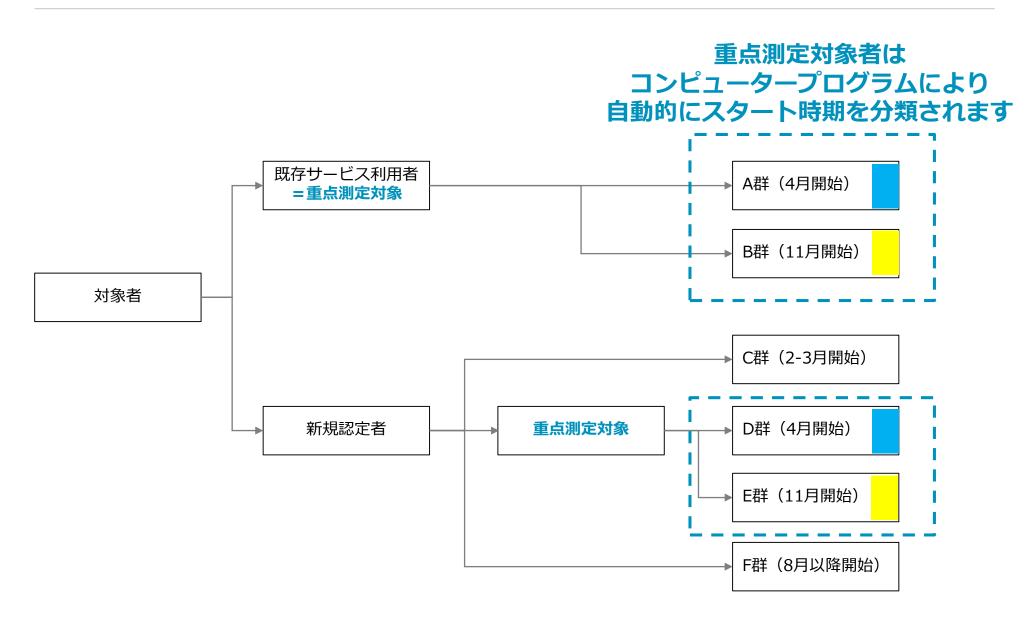
■ 全体のフロー



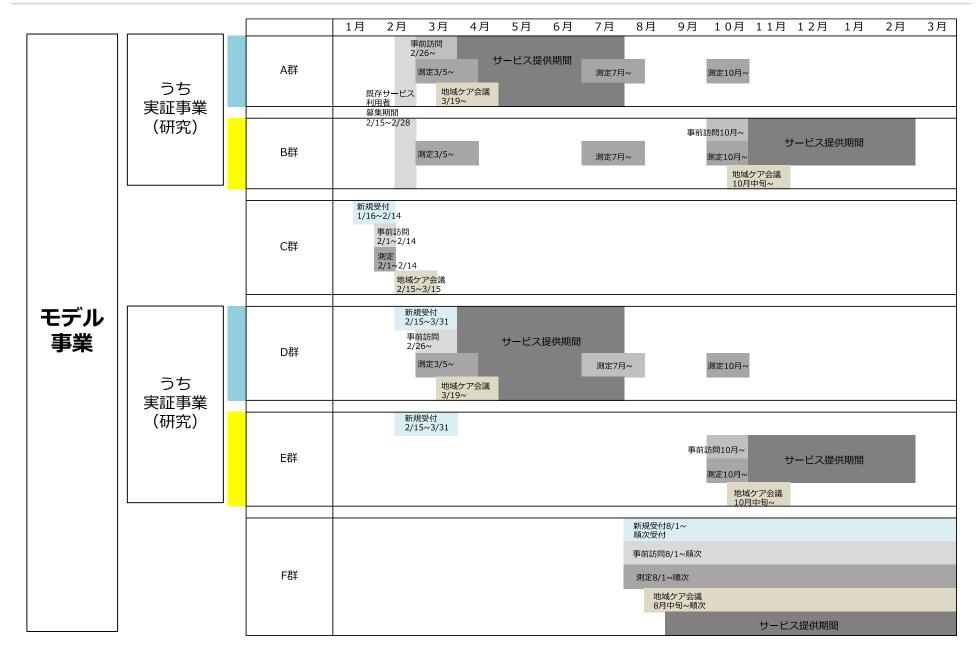
■ 具体的内容

1	自宅訪問	ケアマネとリハ専門職が対象者の自宅を訪問し、ICFの視点でアセスメントを行い生活課題、取り戻したい元の生活を把握					
2	通所測定	通所サービス(短期集中)事業所において所定の調査測定を実施					
3	ケア会議	型括主体で実施、ケアマネジャー,通所サービス短期集中事業者,その他のサービス事業者が集まりサービス担当者会議を兼ねる その中で対象者の方向性(取り戻すべき元の生活)と具体的にそれぞれの事業者が行う役割などを共有する					
4~ 14	サービス提供	 ■通所プログラム ① 社会参加プログラム(※終了後利用予定の社会資源の利用練習含む)、② IADLプログラム(時にADLプログラム) ③ 介護予防教育プログラム、④ セルフマネジメントプログラム ⑤ 運動機能向上プログラム、⑥ 口腔機能向上、栄養改善プログラム ⑦ その他生活行為改善に効果的なプログラム ■訪問指導 ① 在宅など対象者の生活環境の場で生活行為を評価 ② 実際の場での生活行為を指導 ③ 生活環境や道具の工夫の助言 					
15	通所測定	3か月間実施していきた変化・成果を測定(調査内容・項目はサービス開始時と同一の内容)					
16	ケア会議 (卒業判定)						
17	社会参加	ケア会議(卒業判定)で確定した卒業先につなぎ、通所サービス短期集中のまとめを実施					

12. 対象者の分類 (開始時期、重点測定対象の有無)



13. 運用フロー(全体像)



15. 運用フロー(包括)

既存サービス利用者募集期間

既存サービス利用中の人に、本事業の案内を郵送します。参加同意600人を確保することが実証事業(研究)の最重要課題であるため、利用者、担当ケアマネジャーに協力の呼びかけをお願いします。

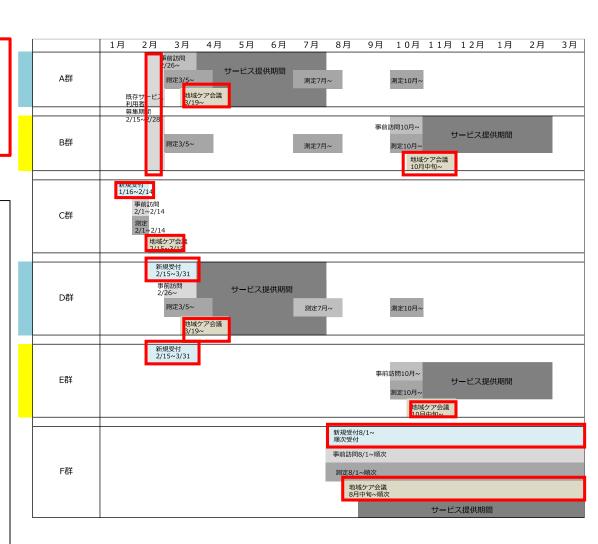
地域ケア会議

初回時

- 1) サービス担当者会議を兼ねた自立支援型 地域ケア会議のファシリテーター(1 人)をお願いします。
- 2) 1件=約5分
- 3) 本ケースにおける方向性の共有、関係事業所の役割の明確化と共有を行います。

終了時

1) 初回時に全体で共有した本ケースにおける目標が達成され、対象者にとっての元の生活を取り戻す(社会参加につながる)かどうかについて判定します。



16. 運用フロー(ケアマネ)

事前訪問

- 1) 新規対象者の場合、初回訪問はケアマネジャーのみで行き、その後リハ専門職とともに、対象者の自宅へ訪問します。
 - ※既存サービス利用者の場合は、リハ専門職との 訪問からスタートします。
- 2) リハ専門職からアセスメントにおいて見える化された課題を通所サービス(短期集中)計画書(アセスメントページ)として情報提供してもらいます。
- 3) 通所サービス(短期集中)事業所で行った測定 結果の情報も訪問に行ったリハ専門職から情報提 供を受け、それらの視点を入れたケアプランの作 成を行います。
 - ※ リハ専門職とは電話などでコミュニケーション を積極的にとっていただけます。

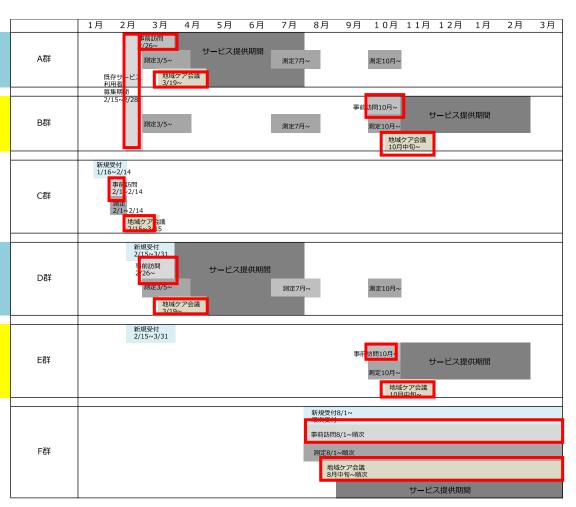
地域ケア会議

初回時

- 1) 3月中旬~。1件=約5分の会議に参加してください。※自分の担当ケースのみ参加
- 2) 地域ケア会議の当日スケジュールは事前に高齢介 護室から情報提供します。

終了時

1) 初回時に全体で共有した本ケースにおける目標が 達成され、対象者にとっての元の生活を取り戻す (社会参加につながる)かどうかについて判定を 行います。各サービス事業所から提供されている 情報、対象者本人の状況について報告します。



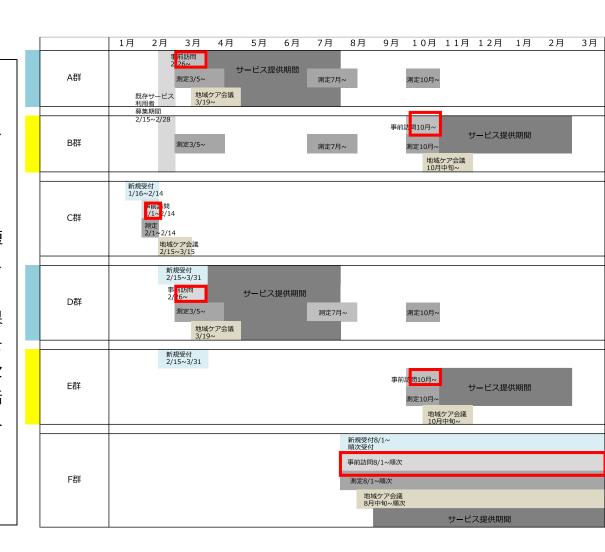
既存サービス利用者募集期間

既存サービス利用中の人に、本事業の案内を郵送で行います。 参加同意600人を確保することが実証事業(研究)の最重 要課題であるため、担当ケアマネジャーみなさんから利用者 さんに呼びかけていただきますようお願いします。

14. 運用フロー(リハ職)

事前訪問

- 1) ケアマネジャーと、対象者の自宅に訪問します。
- 2) 対象者の思う元の生活、具体的目標、現在のこころ・からだ、生活課題、環境因子を含めたアセスメントを行います。
- 3) アセスメントにおいて見える化された課題を通所 サービス(短期集中) 計画書(アセスメントページ) に記載し、①ケアマネジャー、②通所サービス(短 期集中) 事業所に情報提供します。電話でアセスメ ントポイントの解説も同時に行います。
- 4) 通所サービス(短期集中)事業所で行った測定結果 の情報が訪問したリハ専門職に提供されるので、それをケアマネジャーへ情報提供します。電話でアセスメントポイントの解説も行い、対象者の元の生活 を取り戻すことができるケアプラン作成のサポートを行います。
- 5) 作成すべき書類は、「通所サービス(短期集中) 計画書のアセスメントページ」です。



17. 運用フロー (C型事業者)

測定

- 1) ケアマネジャーとリハ専門職の訪問後、自宅訪問によって得た情報(サービス(短期集中)計画書(アセスメントページ))が届き、同時にアセスメントのポイント情報が電話で提供されます。
- 2) その情報を参考に、通所サービス(短期集中)事業所にて測定します。測定後は事前訪問したリハ専門職に情報提供します。
 - ※測定内容、方法は別紙参照
- 3) 測定日程は、実証事業においては対象者に紙面で 通知していますが、時間の電話連絡、調整は各事 業所で行ってください。
- 4) ケアプラン、サービス(短期集中) 計画書(アセスメントページ)、測定結果を元にサービス(短期集中) 計画書を作成し、高齢介護室に提出してください。※地域ケア会議時に配布します。

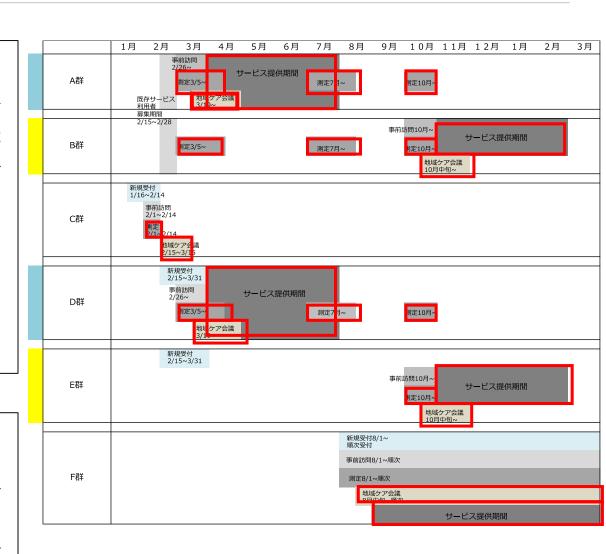
地域ケア会議

初回時

- 1) 3月中旬~。1件=約5分の会議に参加してください。※自分の担当ケースのみ参加
- 2) 地域ケア会議の当日スケジュールは事前に高齢介 護室から情報提供します。

終了時

1) 初回時に全体で共有した本ケースにおける目標が 達成され、対象者にとっての元の生活を取り戻す (社会参加につながる)かどうかについて判定し ます。最終測定結果について報告します。



18. 運用フロー(サービス事業者)

地域ケア会議

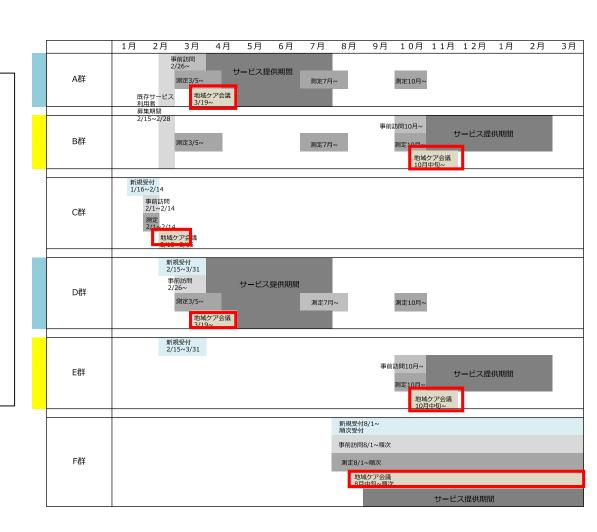
初回編

- 1) 3月中旬~。1件=約5分の会議に参加してください。※自分の担当ケースのみ参加
- 2) 地域ケア会議の当日スケジュールは事前に高齢介護室から情報提供します。

終了時

1) 初回時に全体で共有した本ケースにおける目標が達成され、対象者にとっての元の生活を取り戻す(社会参加につながる)かどうかについて判定を行います。

初回において役割を担っていた箇所における結果について報告します。



19-1. 実証事業(研究)対象者募集

■ 実証事業(研究)対象者の募集

自分らしい生活を取り戻すための研究に参加したい要支援者を募集します(※1)。 対象者本人にアンケート等協力していただく手間が発生するため、同意書受付の

先着600人限定

- 区分支給限度額対象外
- ※1 サービス利用実績のある人に本実証事業の協力依頼文書を2月中旬に送付します。
- ※2 介護報酬に係る利用料のみ無料です。食事の提供を受けた場合等の実費は自己負担が発生します。

19-2.実証事業(研究)対象者募集

■ ご協力いただいたケアマネジャーの公表

●担当する利用者が(同意書提出のうえで)実証事業(研究) に参加していただいた場合

利用者の自立支援に資するケアプランを作成し、市の事業に積極的に 貢献していただいた事業所、ケアマネジャーとして下記事項を公表さ せていただきます。

- ① 担当ケアマネジャーのお名前
- ② 所属する事業所名
- ※ 公表方法:寝屋川市ホームページの本事業掲載ページ(作成予定)掲載

20. 通所型サービス(短期集中)事業者の新規指定の休止

- 通所型サービス(短期集中)のサービスの質を確保し、 地域支援事業を円滑かつ適切に実施するため、寝屋川市介 護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第13条に基づき、 通所型サービス(短期集中)事業者の新規指定をしないこととします。
- 今後、サービスの需要・効果を適宜検証し、地域支援事業の 適切な実施に必要と判断した際に通所型サービス(短期集 中)事業者の新規指定の受付を再開することとします。

21. 通所型サービス(短期集中)事業者一覧

現状と今後の変更予定(赤字)

法人名	事業所名	所在地	電話番号	定	員	サービス提供日		サービス 提供時間	送迎	.入浴										
±100 0 ±1	限会社 - C O A DSガネーシャ短期集中型 リハビリセンター 大利町10番20号 072-826-5262 11 ↓ 人 22			11		月	火	水	木	金	土	日	祝日	9 時30分 ~11時30分						
			↓ <mark>人</mark>	•	0	•	•	0	0			+ 午後								
				072-823-5282	5	5		月	火	水	木	金	土	日	祝日					
医療法人河北会						072-823-5282	'				1 1		0	0	0	0				9時~12時
社会福祉法人 百丈山合掌会	クラブ・サンサーラ	成田東が丘28番7号	072-800-3123				月	火	水	木	金	土	日	祝日	100+20/\	×				
				11	人			0					0	10時20分 ~12時20分	•	×				

具体的な次の動き(包括)

- 次回の会議・研修
 - 2月上旬に、新地域ケア会議の運用方法についての説明会を 実施します(会議マニュアル等も配布)。

- 本日以降実行頂きたいこと
 - ① **直プランの利用者に対して**、募集開始(2/15)後すぐに 実証事業への参加(=同意書提出)が得られるよう、**事前 のご説明と働きかけ**をお願いいたします。
 - ② **委託プラン**については、**担当ケアマネに対して**、利用者に**同様の働きかけをして頂くよう、ご依頼**をお願いいたします。

具体的な次の動き(C型事業所)

- 次回の会議・研修
 - 2月上旬にサービス運用についての説明会を実施します
 - 各実施事項についての具体的運用、マニュアル
 - C研のフォローアップ研修(2回)

- 本日以降実行頂きたいこと
 - ① 利用キャパ増加への準備(曜日・時間帯・送迎など)

具体的な次の動き(リハ)

- 次回の会議・研修
 - 2月上旬に、訪問アセスの運用方法についての説明会を実施 します(マニュアル等も配布)。

- 本日以降実行頂きたいこと
 - ① 2月26日~4月中旬の訪問可能日の確保
 - ② 訪問可能日の**市への回答**(別途メール送信するGoogle Formへの入力)
 - ※ 本日の会議終了時に、連絡先フォームに記入ください

具体的な次の動き(ケアマネ)

- 次回の会議・研修
 - 2月上旬の次回説明会にて、新地域ケア会議の運用、事前訪問の運用方法についての説明会を実施します(マニュアル等も配布)。

- 本日以降実行頂きたいこと
 - ① 担当の利用者に対して、募集開始(2/15)後すぐに実証事業への参加(=同意書提出)が得られるよう、事前のご説明と働きかけをお願いいたします。

2月からの自立支援型地域ケア会議

サービス種別	プランに位置付けるサービス提供期間の上限(※1)	新・ケア会議(※2) (第1・3週 火・水 午前 ・午後 1件5分)	従来・ケア会議(※3) (第1・3週 木 午前・午後 1件30分)
訪問型サービス (現行相当)	6か月	×	○(新規のみ)
訪問型サービス (基準緩和)	なし	×	×
通所型サービス (現行相当)	6か月	×	○(例外3要件に 該当しない新規のみ)
通所型サービス (基準緩和)	6か月	×	×
通所型サービス (短期集中)	3か月	○(新規・終了時)	×

- ※1 プランに位置付けるサービス提供期間の上限について、要支援認定の有効期間と整合を 図りやすくするため、要介護認定の有効期間の途中から新たにサービスの提供を開始する 場合には開始する月を含めて9か月(短期集中は4か月)としています。
- ※2 新・ケア会議: 短期集中利用時実施
- ※3 <u>従来・ケア会議:短期集中を利用せずに</u>訪問型(現行相当)又は通所型サービス(現行相当)を 新規利用する場合実施。通所型サービス(現行相当)は例外3要件に該当しない場合のみ実施。 (評価・継続に係る会議なし)
- ★例外3要件に該当せず、短期集中を利用しない場合は「短期集中利用の選択に関する理由書」 要提出(包括宛て)

2月からのサービス利用の流れ

※例外3要件に該当せず、短期集中を利用しない場合は 「短期集中利用の選択に関する理由書」要提出(包括宛て)

通所型(短期集中)利用あり

訪問アセスメント(兼サ担会議)

通所測定

ケアプラン原案作成

プラン包括コメント記入



新・ケア会議(兼サ担会議)



通所型(短期集中)利用なし

訪又は通(現行相当)利用あり

- ※短膊中川の拒否の場合
- ※通所胡外3要件ご該当しない場合

ケアプラン原案作成

従来・ケア会議

プラン包括コメント記入



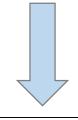
サ担会議



訪又は通(現行相当)利用なし ※例外3要件ご該当し通(現行相当)利用 する場合含む

ケアプラン原案作成

プラン包括コメント記入



ケア会議なし

サ担会議



サービス提供

(1)(2)(3)を満たす方の 研究参加を募集しています

- ①要支援の方
- ②現在何かしらのサービスを利用している方
- ③元気な自分になり、自分らしい生活を 取り戻したいと考えている方
- ※がん末期、認知症自立度Ⅲa以上、難病の方は除く

この研究に参加をすると 自分らしい生活を送るための、

「3ヶ月間の短期集中通所サービス」

が無料で利用できます。

参加ご希望の場合

同封の「研究参加募集文書」と「同意説明文書」をお読みいただき、

同意書に署名をして、

同封の返信用封筒に入れてご送付ください。

- ※先着600名様までとなります。
- ※本研究への参加は無料です。
- ※ご希望であればいつでも同意を撤回できます。

お問い合わせ

わからないこと、聞きたいことがありましたら、 ご遠慮なくお気軽に下記番号にお電話ください。



寝屋川市 福祉部 高齢介護室

電話番号:072-838-0372

受付時間:9時~17時30分(土日祝除<)

お電話の際は、「短期集中通所サービスの件」とお伝えください。

参加事業所

医療法人河北会リハビリデイ河北

寝屋川市河北東町7番6号 TEL:072-823-5281

クラブ・サンサーラ

寝屋川市成田東が斤28番7号 TEL:072-800-3123

DSガネーシャ短期集中型リハビリセンター

寝屋川市大利町10番20号 TEL:072-826-5262

寝屋川市が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業を通じた予防理学療法の活用がその後の虚弱高齢 老の身体機能向上、社会参加子して介護サービス末利用状態の維持に与える効果の評価|研究協力のお願い

寝屋川市から研究協力のお願い

元気な自分になり、自分らしい生活を取り戻すための 研究にご参加くださる方を募集しています



本研究では、何かしらの生活のしづらさを抱えている方を対象とし て、寝屋川市が展開する「3ヶ月の短期集中通所サービス」を利用 することで、元気な自分になり自分らしい生活を取り戻し、住み慣 れた地域で暮らしを続けることができるかの実証実験を行います。

サービスは無料で利用できます















上のような不安を抱えて



をあきらめていませんか?

本研究で提供するサービスを受ければ、



を取り戻せる可能性があります。

短期集中通所サービス

4つのサービスを通してできることを増やし、あなたらしい生活を取り戻します。











同封の同意書の送付をお願いします。

を取り戻しましょう!

11月~1月

Bグループ

サービス期間

研究参加のメリット

- ①短期集中通所サービスを無料で利用できます。
- ②現在ご利用の他のサービスと併用可能です。
- ③ご自宅まで送迎があります。
- ④研究で行う測定のレポートをお渡しします。

研究参加の流れ **参加者を無作為にΑグループとBグループに振り分けます。ご自身では決められません。ご了承ください。

2月28日まで 研究説明文と 同意書説明文 を読んで 同意書に署名&送付 3月15日まで 寝屋川市から ⇒ 振り分け決定 通知が届く※ (1)

3月頃 → 4月~6月 → 7月頃 → 10月頃 → 20月頃 →

「寝屋川市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業を通じた予防理学療法の活用がその後の虚弱高齢者の身体機能向上、社会参加そして介護サービス未利用状態の維持に与える効果の評価(モデル事業研究)」への参加のお願い

一般財団法人医療経済研究·社会保障福祉協会 医療経済研究機構 研究代表者 服 部 真 治

この文書は、「寝屋川市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業を通じた 予防理学療法の活用がその後の虚弱高齢者の身体機能向上、社会参加そして介 護サービス未利用状態の維持に与える効果の評価」について説明し、**あなたが参 加するかどうかを決めていただくためのもの**です。

本書をお読みいただき、研究にご参加いただける場合には、別添の「研究参加 の同意文書」に自署いただき、ご提出をお願いいたします。

〇寝屋川市の 75 歳以上人口の将来推計 ― 急速な高齢化と担い手不足 ―

大阪府寝屋川市は、近い将来急速な高齢化と担い手不足になると予想されています。働き手にあたる生産年齢人口が減少し、介護を必要としやすい 75 歳以上人口は増加の一途を辿っています。団塊の世代が 75 歳となる 2025 年には、75 歳以上人口が約 45,000 人を超え、2010 年の約 2.2 倍と急速に高まる見通しです。しかし、介護状態となる前段階で介護予防したくても、身近なところで参加できる機会が少ないことが大きな課題となっています。

そこで、寝屋川市では、介護保険サービスを利用している(希望する)要支援者を対象に、およそ3ヶ月の間、リハビリテーション専門職の理学療法士が、活動や社会参加を高める目標設定と実践プログラム作りをフォローする<u>「短期集</u>中通所サービス」モデル事業を実施することとなりました。

1.研究の概要と目的

本研究は、寝屋川市が実施する「短期集中通所サービス」モデル事業にご参加いただき、身体機能向上の効果や社会参加や活動につながる効果、介護サービスを利用しないで生活を維持できる効果、費用対効果などを分析するものです。この「短期集中通所サービス」モデル事業は、「理学療法士と共にその人に合わせた目標を立て、運動機能を高めつつ、元の生活の再獲得や望む活動の場などに繋ぐ」というものです。介護保険の介護予防給付や従前相当の介護予防・日常生活サービス事業を利用した方がよいのか、このように理学療法士の力を借りつつ、地域の活動を通じた介護予防に取り組んだ方がよいのか、今のところはっきりしないため、本研究の結果はそれを明らかにするために役立てられます。

2.研究参加の任意性と撤回の自由

本研究に参加されるかどうかは、あなたの自由な意志によりお決め下さい。説明を受けた後、参加をお断りになっても、そのためにあなたが不利益を受けることは一切なく、現在実施されている介護保険サービスの利用が妨げられることもありません。また、この研究への参加に一旦同意された後でも、いつでも自由に研究への参加を取りやめることができます。途中で取りやめた場合でも、そのことにより研究参加者に不利益は一切ありません。

なお、研究参加の途中で取りやめる場合には、同意撤回書を提出していただきます。

3.研究参加の条件

本研究への参加希望者には、「自宅訪問での聞き取り」と「事業所でのアンケートと測定」によるアセスメントを受けていただきます。

《研究にご参加いただける方》

- ①65歳以上の高齢者の方
- ②要支援認定者で、すでに、介護予防給付ないし介護予防・日常生活サービス事業を利用している方
- ③要支援認定者で、これから介護予防給付ないし介護予防・日常生活サービス事業の利用を希望する方

《研究にご参加いただけない方》

- ①末期がん患者(主治医意見書または医師に確認した記録がある者)
- ②認知症患者(主治医意見書における認知症高齢者の日常生活自立度 II b 以上)
- ③難病患者(特定医療費(指定難病)受給者証交付者)
- ④アセスメントの結果、本人の身体的、精神的状態から短期集中通所サービスの 利用が適さないとケアマネジャーが判断した方

4.研究の実施方法

1)研究の全体スケジュール

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月



2) 短期集中通所サービスの流れ



①研究の説明と同意

本書により本研究の内容を説明いたします。その説明内容を十分理解され、ご同意いただけたならば、研究参加の同意書を作成します。

②ランダム化の結果通知

前半(4月頃)に短期集中通所サービス開始のグループ(介入群と呼びます)、

もしくは後半(10月頃)に開始のグループ(対照群と呼びます)どちらのグループに振り分けられるかについては、コンピュータがランダムに決定します。振り分けの結果は、決定次第、あなたと担当ケアマネジャーに郵送にて通知します。

③プログラムの構成

	プログラム	
1	ご自宅訪問	ケアマネジャーとセラピストが、ご自宅を訪問し、ICF(国際生活機能分類)の視点でアセスメントを行い、生活課題、取り戻したい元の生活を 把握します。 アセスメントの結果、本人の身体的、精神的状態から短期集中通所サー ビスの利用が適さないとケアマネジャーが判断した場合は、除外基準に 該当しますのでここでプログラムを終了します。
2	測定	指定の短期集中通所サービス実施事業所にお越しいただきます。(車で 送迎します。) 調査票に基づいて測定とアンケート調査を実施します。
ß	ケア会議	(あなたが参加いただく必要はありません) ケアマネジャー、短期集中通所サービス実施事業者、その他の介護事業 者が集まり、あなたの目指すべき方向性と具体的にそれぞれの事業者が 行う役割を共有、確認します。
4~14	サービス	指定の短期集中通所サービス実施事業所にお越しいただき、週に1回ずつ次のプログラムに参加します。(車で送迎します。) ◇通所プログラム ①社会参加プログラム(※終了後利用予定の社会資源の利用練習含む) ②IADL プログラム(時に ADL プログラム) ③介護予防教育プログラム ④セルフマネジメントプログラム ⑤運動機能向上プログラム ⑥口腔機能向上、栄養改善プログラム ⑦その他生活行為改善に効果的プログラム ◇訪問指導 ①在宅など対象者の生活環境の場で生活行為を評価 ②実際の場での生活行為を指導 ③生活環境や道具の工夫の助言
15	測定	3ヶ月間実施してきた成果を測定します。(車で送迎します。) (評価項目はサービス開始時と同様です)
16	ケア会議 (卒業判定)	(あなたが参加いただく必要はありません) ケアマネジャー、短期集中通所サービス実施事業者、その他の介護事業 者が集まり、サービス開始時に対象者と設定した元の生活を再獲得でき たかについて会議を実施します。
17	社会参加	ケア会議(卒業判定)で確定した卒業先につなぎ、短期集中通所サービ スのまとめを実施します。(車で送迎します。)

4測定

いずれのグループも、精密なアセスメントを定期的に受けていただきます。アンケートによる調査と歩行速度などの測定を計 3 回、受けていただきます。

5.研究参加にあたっての利益と不利益について

	利益	不利益
共通	①本人らしい元の生活を取り戻し、	①定期的なアセスメントに時間が
	それを継続し続けることで要支援	かかります。
	者向けサービスの自己負担額の削	②週 1 回、3ヶ月間、来所いただ
	減という利益が期待されます。	きます。
	②費用負担はありません。	③1 回 120 分の時間を要しま
	③理学療法士による個別の目標設	す。
	定支援を無料で受けられます。	④理学療法士やケアマネジャーが、
	④精密なアセスメントを受けられ	ご自宅を訪問します。
	ます。	
	⑤分析結果をお渡しします。	
	⑥現在利用している介護予防サー	
	ビスなどは続けて利用できます。	
	⑦送迎サービスを利用できます。	
介入群	①お申込後、4月から事業に参加で	①一定の運動を実施していただき
(4月開始)	きます。	ます。
対照群	①4月からの実践を踏まえ、より洗	①10 月からの事業参加となりま
(10月開始)	練された事業に参加できます。	す。
		②一定の運動を実施していただき
		ます。

6.費用負担

無料でご参加いただけます。

7.免責事項

本研究に伴う健康被害のリスクは、他の介護予防給付や介護予防・生活支援サービス事業と比べて多いことはないと考えられます。しかし、予測できない健康被害が発現する可能性を完全になくすことはできません。万が一、この研究に参加している際に健康被害が生じた場合は、症状に応じて適切な対応をいたします。ただし、研究参加と関係なく健康被害が生じた場合や、過失によらずに健康

被害が生じた場合は、その限りではありません。

8.個人情報の保護

あなたの氏名、同意書やアンケート調査や測定の結果など、個人情報やプライバシーは事業所や寝屋川市にて厳重に管理され、外部に漏れることは決してありません。また、調査結果などの記録用紙は寝屋川市にて電子化され、厳密に管理されます。

電子化された記録用紙は、寝屋川市が個人情報を除いた状態にし、弊機構が受け取って研究用のデータを作成します。研究用データは、弊機構から共同研究機関の千葉大学や成城大学に安全な形で送付します。

最終的な研究結果は、日本理学療法士協会に報告するほか、学術雑誌や学会で 公表される予定です。ただし、この際に個人を特定できるような情報が使われる ことはありません。

9.データの二次利用

データの二次利用とは、本研究目的のために集めたデータを、別の研究目的に利用することです。必要に応じて、研究用データを二次利用することがあります。たとえば、外部の研究者が、類似の研究データを世界中から集めて、より確かな結論を導きたい場合に、データ提供することなどが考えられます。この際も、研究用データから個人を特定することはできないので、あなたのプライバシーは保護されます。

10.研究終了後の資料の取り扱い方針

本研究終了後 5 年経過したのち同意書など個人情報を含む資料は、安全な形で破棄されます。

11個人情報保護や研究計画に関する資料の開示

ご要望がある場合、個人情報保護や研究計画に関する資料(研究実施計画書など)を閲覧できます。

12.研究の資金源

本研究は、公益社団法人日本理学療法士協会の「予防理学療法の確立を目的と

した大規模臨床研究に対する研究助成」(研究代表者 服部真治)に基づく研究費を用いて実施します。研究助成金提供者は、研究の企画、運営、解析、論文執筆に関与せず、開示すべき利益相反に該当する項目はありません。

13.研究組織

この研究は、以下の組織で行います。

【研究代表者】

一般財団法人医療経済研究•社会保険福祉協会医療経済研究機構研究部研究員兼研究総務部次長 服部真治

【協力機関】

千葉大学予防医学センター 成城大学大学院経済学研究科 大阪大学大学院医学系研究科

14.問い合わせ先

1)事業に関すること

寝屋川市福祉部高齢介護室

〒572-8533 大阪府寝屋川市池田西町 28番 22号

TEL: 072-838-0372 (月曜から金曜: 9 時~17 時 30 分)

- 2) 倫理審査・研究実施計画書に関すること
- 一般財団法人医療経済研究•社会保険福祉協会医療経済研究機構研究部研究員兼研究総務部次長 服部真治

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-5-11 11 東洋海事ビル 2F

TEL: 03-3506-8529 (月曜から金曜: 9 時~16 時)

e-mail: shinii.hattori@ihep.ip

研究参加についての 同意文書

研究代表者

一般財団法人医療経済研究·社会保険福祉会医療経済研究機構服部真治 殿

私は、「寝屋川市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業を通じた予防理学療法の活用がその後の虚弱高齢者の身体機能向上、社会参加そして介護サービス未利用状態の維持に与える効果の評価(モデル研究事業)」について、十分に説明を受け、研究の目的、方法、私が協力して行う次の研究協力事項とその不利益について理解しました。

つきましては、私の自由意志によりこの研究に参加することに同意します。

説明を受け理解した項目	
口 1. 研究の概要と目的	口 8. 個人情報の保護
口 2. 研究参加の任意性と撤回の自由	口 9. データの二次利用
口 3. 研究参加の条件	口10. 研究終了後の資料の取り扱い方針
口 4. 研究の実施方法	口 11. 個人情報保護や研究計画に関する資料
口 5. 研究参加にあたっての利益と不利益につ	の開示
いて	□12. 研究の資金源
□ 6. 費用負担	口 13. 研究組織
口 7. 免責事項	口 14. 問い合わせ先
本人署名欄	
氏名(自署):	
同意年月日:年月日	

研究参加の取りやめの ための撤回文書

TILOTO	11	=	#
研究	1T.	沗	石

一般財団法人医療経済研究·社会保険福祉協会医療経済研究機構服部 真治 殿

私は、「寝屋川市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業を通じた予防理学療法の活用がその後の虚弱高齢者の身体機能向上、社会参加そして介護サービス未利用状態の維持に与える効果の評価(モデル研究事業)」に参加することについて同意しましたが、その同意を撤回することにしました。

	撤		の	種	粨
ı	IIHX	_	~	14	ᄍ႘

□ 研究参加の撤回

本人署名欄

※同意の撤回は原則として同意書に署名した人が行います。

氏名(自署):			
物同年日日·	左	В	

同意撤回書を郵送される場合は、下記宛にお願いします。

〒105-0003 東京都港区西新橋1-5-11 11東洋海事ビル2F

一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会医療経済研究機構

服部真治行